

廿日市市農業者肥料価格高騰対策補助金交付要綱

令和 7 年 9 月 2 5 日

告示第 2 1 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、作物生産において不可欠な農業資材の一つである肥料の昨今の価格高騰による農業経営への影響を緩和するため、肥料（農林水産大臣又は県知事の登録を受けた普通肥料又は県に届出のある特殊肥料。）を購入する農業者等に対し、予算の範囲内において廿日市市農業者肥料価格高騰対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、廿日市市補助金等交付規則（平成 5 年規則第 1 0 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までに購入した肥料の合計金額が 1 0 万円以上であり、次の各号に掲げるもののいずれかを満たす者とする。

(1) 廿日市市長の認定を受けている認定農業者又は認定新規就農者

(2) 次に掲げる事項を全て満たす者

ア 市内に住所を有する農家、又は市内に拠点を置く法人であること。

イ 市内の農地で耕作を行っていること。

ウ 農業で収入を得ていること。

エ 国や県等による同様の補助金を重複申請していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱における補助対象としない。

(1) 市税(延滞金を含む。)の滞納がある者

(2) 廿日市市暴力団排除条例(平成 2 4 年条例第 2 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等である者

(3) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象肥料)

第3条 補助金の交付対象となる肥料は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 令和7年1月1日から令和7年12月31日までに購入した肥料であること。
- (2) 第2条第1項第2号に該当する者にあつては、市内の農地で使用する肥料であること。
- (3) 出荷又は販売を目的とする農作物の生産に供するために調達した肥料であること。
- (4) 申請者が令和7年1月1日から令和7年12月31日までに通常必要とする範囲内で調達したものであり、将来の使用に備えた過剰な購入、その他補助金の趣旨にそぐわない調達でないこと。
- (5) その他、補助金の趣旨に照らして適当と認められる肥料

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの肥料の購入に要する経費の3割とする。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の4分の3以内（その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を交付する。なお、1件あたりの補助限度額は水稻が45万円、水稻以外の農作物が15万円とし、予算の範囲内で補助することとする。

2 補助金の交付は、1農家世帯又は1法人あたり1回を限度とする。なお、申請者は1回の申請につき、水稻若しくは水稻以外の農作物のいずれか一方を選択することとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、廿日市市農業者肥料価格高騰対策補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和8年1月9日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 肥料を購入したことが分かる書類（購入伝票等）

(2) 販売農家であることが分かる書類（出荷伝票等）

(3) 令和 6 年分又は前事業年度の確定申告書類の写し（未申告の場合は不要）

（補助金の交付決定及び額の確定）

第 7 条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、廿日市市
農業者肥料価格高騰対策補助金交付決定通知書兼額確定通知書（別記様
式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 8 条 前条の規定による補助金の交付決定及び額の確定の通知を受けた
申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、廿日市市農業者肥料
価格高騰対策補助金交付請求書（別記様式第 3 号）を市長に提出するも
のとする。

（補助金の交付手続の特例）

第 9 条 規則第 2 4 条の規定に基づき、規則第 1 2 条の規定による実績報
告の手続きは、省略するものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定の取消し）

第 1 0 条 市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補
助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) その他市長が補助金の使途を不適當と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定の全部又は
一部を取り消したときは、廿日市市農業者肥料価格高騰対策補助金交付
決定（一部）取消通知書兼額確定（一部）取消通知書（別記様式第 4 号）に
より申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 1 1 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定の全
部又は一部を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補

助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（証拠書類の保存）

第 1 2 条 申請者は、補助事業の収支を明らかにした帳簿を整え、収支についての証拠書類を整理し、補助事業の終了後 5 年間保存しなければならない。

（検査）

第 1 3 条 市長は、補助金の使途等を確認するため必要があると認めるときは、申請者若しくは関係者に報告及び立入検査を求めることがある。

（雑則）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 9 月 2 5 日から施行する。